

# 藤田保健衛生大学動物実験規程

施行 平成19年4月1日

改正 平成30年4月1日

大学等における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康、福祉、先端医療の開発展開のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展において必要な手段である。この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下、動物愛護管理法という）による「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下、飼養保管基準という）及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」（以下、基本指針という）と「動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）」等に基づき、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月1日通知）」（以下、ガイドラインという）を踏まえて、藤田保健衛生大学（以下、本学という）における動物実験の実施方法について定めるものである。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規程は、本学における動物実験等（第2条第1号の定義による。以下本項において同じ）が科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに実験等を行う教職員及び学生等の安全確保の観点から動物実験を適正に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

### （基本原則）

第1条の2 動物実験等の実施については、動物愛護管理法、飼養保管基準、基本方針、動物の殺処分方法に関する指針、ガイドラインその他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

2. 動物実験等の実施に当たっては、動物愛護管理法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう）の3Rs（Replacement、Reduction、Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

### （定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### （1）動物実験等

動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用や、その他の科学上の利用に

供することをいう

(2) 動物実験研究施設

実験動物を恒常的に飼養もしくは保管又は動物実験等を行う研究施設をいう

(3) 飼育室

動物実験研究施設以外において実験動物を飼養する場所をいう

(4) 実験室

動物実験研究施設以外において動物実験を行う場所をいう

(5) 動物実験研究施設等

動物実験研究施設、飼育室及び実験室をいう

(6) 実験動物

動物実験等の利用に供するため、動物実験研究施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（動物実験研究施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう

(7) 動物実験計画

動物実験等を実施するための計画をいう

(8) 管理者

学長の下で、実験動物及び動物実験研究施設等を管理する者をいう

(9) 実験動物管理者

管理者を補佐し、実験動物に関する高度な知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する専任教員をいう

(10) 動物実験責任者

動物実験実施者のうち、動物実験の実施に関する業務を統括する者をいう

(11) 動物実験実施者

動物実験等を実施する者をいう

(12) 飼養者

管理者、実験動物管理者又は動物実験責任者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう

(13) 動物実験関係者

学長、第4条第2項に基づく動物実験委員会の委員長、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者をいう

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類及び爬虫類を用いたすべての動物実験等に適用する。

2. 哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物以外の動物を実験等の利用に供する場合においてもこの規程の趣旨に沿って行うよう努める。

3. 動物実験責任者は、動物実験等を別の機関に委託等する場合や別機関にて共同で行う場合等には、委託先においても、飼養保管基準及び基本指針等に基づき、適正に動物実験等が実施されることを確認する。

(組織)

第4条 学長は、本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管を最終的な責任者として統轄する。

2. 学長は、動物実験計画の審査、実施状況及び結果の把握、教育訓練、自己点検及び評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関する諮問及び助言をする組織として、動物実験委員会を置く。
3. 動物実験委員会の運営について必要な事項は別に定める。

## 第2章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第5条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書を学長に提出するものとする。

- (1) 研究及び教育の目的、意義及び必要性
  - (2) 代替法の利用により実験動物を適切に利用すること
  - (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること
  - (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと
  - (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から開放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること
2. 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、動物実験委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知する。
  3. 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、動物実験等を行うことができない。

(実験操作)

第6条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、飼養保管基準、基本指針及びガイドライン等に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること
  - ア. 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
  - イ. 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む)の配慮
  - ウ. 適切な術後管理
  - エ. 適切な安楽死方法の選択
- (2) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び関連する規程等に従うこと
- (4) 物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験について、安全

のための適切な施設や設備を確保すること

(5) 動物実験責任者及び動物実験実施者は、実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努め、侵襲性の大きい外科的手術に際しては、経験等を有する者の指導下で行うこと

2. 動物実験責任者は、年度ごと及び動物実験等終了時に、動物実験実施報告書等の所定の書類により、使用動物数、計画からの変更の有無、実験成果等について、学長に報告しなければならない。

### 第3章 動物実験研究施設等

(動物実験研究施設の設置)

第7条 ヒト疾患モデルに関する教育及び研究活動の円滑化を図るため、本学の動物実験研究施設として、豊明校地に中央管理方式による疾患モデル教育研究施設（以下、本施設という）を設置する。

2. 動物実験研究施設の管理者として、施設長を置く。
3. 動物実験研究施設の運営は、別に定める規程に従う。

(動物実験研究施設以外の飼育室又は実験室の設置)

第8条 動物実験研究施設以外の飼育室又は実験室の設置を希望する動物実験責任者は、動物実験委員会に対し、飼育室の場合は実験動物飼育室承認申請書、実験室の場合は動物実験室承認申請書を届け出、学長の承認を得るものとする。

(飼育室及び実験室の要件)

第9条 飼育室及び実験室は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること
- (3) 臭気、騒音、廃棄物の扱い等に配慮がなされていること
- (4) 管理者及び実験動物管理者の指導を受けること

(飼育室及び実験室の維持管理)

第10条 飼育室又は実験室の使用を申請する動物実験実施者は、実験動物の適正な管理及び飼育室又は実験室における動物実験等の遂行に必要な環境の維持に努める。

2. 動物実験実施者は、微生物等による環境の汚染及び悪臭、害虫等の発生の防止を図り、飼育室又は実験室及び周辺的生活環境の保全に努める。

(飼育室又は実験室の廃止)

第11条 第8条の定めにより飼育室又は実験室の設置を申請して承認をされた動物実験責任者は、飼育室又は実験室の廃止にあたり、動物実験研究施設を經由し、飼育室の場合は実験動物飼育室廃止届出書、実験室の場合は動物実験室廃止届出書を学長に提出し報告する。

2. 第8条の定めにより飼育室又は実験室の設置を申請して承認をされた動物実験責任者は、管理

者、実験動物管理者及び動物実験実施者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の動物実験研究施設に譲り渡すよう努める。

#### 第4章 実験動物の飼養及び保管

(標準操作手順の作成と周知)

第12条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のための標準的な操作手順を定め動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者に周知する。

2. 動物実験研究施設における飼養及び保管については、この規程の他に動物実験研究施設規程及び指針、マニュアル、利用心得等で定める。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第13条 管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努める。

(実験動物の導入)

第14条 動物実験関係者は、実験動物の導入に当たり、動物愛護管理法、飼養保管基準、基本方針、ガイドラインに基づき適正に管理又は生産されている動物実験研究施設及び実験動物生産場より導入するよう努める。

2. 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行う。

3. 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への馴化又は順応を図るため必要な措置を講じる。

(給餌及び給水)

第15条 動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、管理者及び実験動物管理者に助言を求め、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌と給水を行う。

(健康管理)

第16条 動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、管理者及び実験動物管理者に助言を求め、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため必要な健康管理を行う。

2. 動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、管理者及び実験動物管理者に助言を求め、動物が実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合には、適切な治療等を行う。

(異種又は複数動物の飼育)

第17条 管理者及び実験動物管理者は、異種又は複数の実験動物を同一動物実験研究施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行う。

(記録の保存及び報告)

第18条 動物実験関係者は、実験動物の入手先、飼育履歴、疾病等に関する記録を整備、保存する。

2. 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と匹数等について、学長に報告する。

(譲渡等の際の情報提供)

第19条 動物実験関係者は、実験動物の譲渡に際し、譲渡先に対し、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供する。

(輸送)

第20条 動物実験関係者は、実験動物の輸送にあたり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、ヒトへの危害防止に努める。

## 第5章 安全管理

(危害防止)

第21条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定める。

2. 人に危害を加える等のおそれのある実験動物が動物実験研究施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡する。
3. 管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を迅速に講じる。
4. 実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じる。

(廃棄物の処理)

第22条 実験動物の飼養や動物実験等により発生した動物死体、実験廃棄物類は、法令等の定めにより適切に処理する。

(緊急時の対応)

第23条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の手引きをあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図る。

2. 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努める。

## 第6章 教育訓練

(教育訓練)

第24条 動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、所定の教育訓練を受けなければならない。

2. 実験動物管理者は、関係省庁や学術団体等が開催する関係会議への出席、シンポジウムやセミナー等の受講をもって教育訓練に代えることができる。
3. 動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者の教育訓練の内容、及び実施方法について、別に定める「動物実験に関わる教育訓練実施要領」によるものとする。

(実施記録の保存)

第25条 学長は、疾患モデル教育研究施設管理室をして教育訓練の実施日、実施内容、講師及び受

講者名を記録し、5年間保存する。

## 第9章 その他

(自己点検及び評価)

第26条 学長は、動物実験委員会に、基本指針への適合性に関し、自己点検及び評価を行うよう指示するものとする。

2. 動物実験委員会は、基本指針への適合性に関し、別に定める「動物実験に関わる自己点検及び評価実施要領」により自己点検を行い、学長に報告する。
3. 動物実験委員会は、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者に、自己点検及び評価のための資料を提出させることができる。
4. 学長は、自己点検及び評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努める。

(情報公開)

第27条 本学における、動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検及び評価、検証の結果等の公開方法等）を毎年1回程度、年報等の印刷物やホームページ等で公表する。

(英語表記)

第28条 この規程及び施設名等を論文中に表示する場合の英語表記は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 藤田保健衛生大学動物実験規程

Regulations for the Management of Laboratory Animals at Fujita Health University

- (2) 動物実験委員会

Institutional Animal Care and Use Committee

- (3) 疾患モデル教育研究施設

Education and Research Facility of Animal Models for Human Diseases

(雑則)

第29条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(事務)

第30条 この規程に関する事務は、研究支援推進センター事務部が行う。

(改正)

第31条 この規程の改正は、常務会の決議による。

附則

1. 付則第1項は廃止する。
2. 藤田保健衛生大学動物実験指針は廃止する。
3. この規程は、平成19年4月1日から施行する。
4. 平成24年6月27日一部改正
5. 平成30年4月1日一部改正